

子どものインフルエンザ予防接種の費用を助成します

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

生後6か月以上、年度末年齢18歳以下（高校3年生相当）のお子さんに対して費用助成を行います。医療機関の窓口で**接種費用と助成額（上限3,000円又は6,000円）の差額をお支払いください。**
町と契約していない医療機関で接種をされた場合は、接種後に役場の窓口で費用助成の手続きが必要です。
町と契約した医療機関の一覧は、和水平ホームページをご覧ください。



対象ワクチン	不活化ワクチン（従来の皮下接種）	経鼻弱毒生ワクチン
対象者	接種当日に生後6か月以上で年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人	接種当日に2歳以上で年度末年齢が18歳以下（高校3年生年齢相当）の人
助成回数	13歳以上：1回 生後6ヶ月以上13歳未満：2回	2歳以上19歳未満：1回
助成額	3,000円/回（上限） ※上限を超えた分は自己負担となります。 また、皮下接種と経鼻噴霧式のどちらか一方の助成になります。	6,000円/回（上限）
接種期限	令和9年1月31日まで	
接種方法	【町と契約をしている医療機関の場合】 事前の手続きは不要です。直接医療機関に行き接種を受けてください。 （医療機関によっては、事前に接種の予約が必要となる場合があります。）	

- ▶ **町と契約している医療機関以外**で接種をする場合
- ・接種した後に医療機関へ接種料金を一旦全額支払っていただき、本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課まで償還払いの手続きにお越しください。
 - 償還払い手続きに必要なもの**
①母子健康手帳や接種済証等の接種した事実がわかるもの ②領収書 ③印鑑 ④通帳
 - ※2回接種を受ける人は、2回目の接種を受けた後に助成の申請手続きをしてください。
 - ※償還払い申請期限：令和9年2月末

インフルエンザ・新型コロナワクチン接種に関する情報

＜高齢者インフルエンザ・新型コロナ＞



詳細はこちら
町HP

＜子どもインフルエンザ＞



詳細はこちら
町HP

高齢者のインフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種の費用を助成します

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

集団感染や重症化を防ぐため、インフルエンザおよび新型コロナウイルスの予防接種費用助成を行います。

対象ワクチン	インフルエンザ		新型コロナウイルス
対象者	・接種当日に65歳以上の人 ・接種当日に60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓または呼吸器等の身体障害者手帳1級程度を有する人（対象となる人には、事前に確認証を郵送します）		
助成対象回数	1回/人		
助成額	自己負担額を差し引いた額（上限なし）		自己負担額を差し引いた額（上限なし）
自己負担額	1,000円		4,800円
接種期限	令和9年1月31日		令和9年3月31日
接種方法	委託医療機関については、町ホームページまたは直接医療機関に確認してください。 ①-1 玉名郡市、山鹿市、熊本市北区植木町の委託医療機関で接種する場合 予診票は病院に備え付けています。直接医療機関で接種を受け、自己負担分の料金を窓口でお支払いください（接種には事前予約が必要な場合があります）。 ①-2 熊本県内の上記以外の委託医療機関で接種する場合 接種前に本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課までお越しください。 予診票と接種済証 をお渡しします。その後医療機関で接種を受け、自己負担分の料金を窓口でお支払いください。 ※医療機関によってはインフルエンザ及びコロナワクチンについて片方の接種のみ実施している医療機関もありますので、医療機関と接種内容を必ずご確認ください。 ②上記以外の熊本県内の医療機関もしくは熊本県外の医療機関で接種する場合 接種前に本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課までお越しください。 予診票と接種済証と申請書兼請求書 をお渡しします。医療機関で接種を受け、一旦窓口で接種料金の全額をお支払いいただき、本庁保健子ども課または三加和支所地域振興課まで償還払いの手続きにお越しください。 償還払い手続きに必要なもの：①予診票（原本） ②済証（原本） ③領収書 ④申請書兼請求書 ⑤印鑑 ⑥通帳 インフルエンザの償還払いの申請期限：令和9年2月末 コロナワクチンの償還払いの申請期限：令和9年3月末		
その他	病院によって接種開始時期が10月以降の可能性がありますが。開始時期は医療機関にお問い合わせください。		